

あいりん児童健全育成事業実施要綱

制 定 平成23年4月1日

最近改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この事業は、あいりん地域及びその周辺の児童に、安全・安心な居場所を提供し、健全な遊びと活動の拠点を与えるとともに、児童及びその保護者に必要な相談、助言及び指導等の支援を包括的に行うことにより、児童を健全に育成し、児童の健康を増進し、及び児童の情操を豊かにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は大阪市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる者に事業を委託することができる。

(対象)

第3条 この事業の対象は、原則としてあいりん地域及びその周辺に居住する18歳までの児童及びその保護者とする。

(事業内容)

第4条 この事業においては、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 児童健全育成事業

保護者の傷病、入院、災害、事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、支援が必要となる児童（満18歳到達後も継続的に支援が必要と認められる者を含む。以下「児童等」という。）に安全・安心な居場所を提供し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第39条（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）に準ずる遊びの指導、生活習慣の形成のための指導、学習の支援、食事の提供及び課外活動の提供並びに必要な応じた児童等への送迎支援を行う。

(2) 児童等及びその保護者に対する情報提供及び相談援助

児童等の家庭訪問及び地域の巡回相談を行い、児童等の指導に必要な調査及び保護者に対して養育のため必要な指導、助言を行う。

(3) 地域の関係機関との連携

学校、医療機関、地域団体等の関係機関と連携を行い、支援を必要とする者の把握、児童等にかかる支援内容等の共有及び地域の交流やつながりを得られる場の創出等を行う。

(職員配置)

第5条 事業の実施にあたっては、支援員その他の直接児童の処遇に当たる職員（以下「事業担当職員」という。）を児童5人に対し1人以上を目安に配置するものとする。

2 事業担当職員のうち1人以上は、常勤職員とする。

3 利用児童等がいる時間帯については、2人以上の事業担当職員を配置することとし、1人以上は次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 設備運営基準第43条第1項各号のいずれかに該当する児童指導員

- (2) 保育士
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 精神保健福祉士
 - (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
 - (6) 児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者
 - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの
- 4 事業担当職員のなかから、児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持ち現場を統括する能力を有する者1名を管理者とし、運営にかかわる管理、他の事業担当職員の指導及び調整並びに関係機関との連携等を行うこととする。

（留意事項）

第6条 事業担当職員は、業務を行うにあたって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

- 2 この事業の実施にあたっては、安全の確保及び保健衛生に十分留意するとともに地域住民、関係機関、及びボランティア等の積極的な協力を得ること。
- 3 事業の委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）は、事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、速やかに市長に報告すること。また、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えること。

（経費）

第7条 大阪市は、受託事業者に対し、事業にかかる人件費、事務費、事業費について、予算の範囲内で委託料を支弁する。

- 2 受託事業者は、この事業の収支の経理状況を明らかにし、領収書等支払いの証拠となる書類、帳票等を事業年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第8条 受託事業者は、あいりん児童健全育成事業実施状況報告書（様式第1号）により、事業実施状況を四半期毎に集計し、速やかに市長に報告しなければならない。

第9条 受託事業者は、事業の実績及び経費の収支報告について、あいりん児童健全育成事業実績報告書（様式第2号）及びあいりん児童健全育成事業収支報告書（様式第3号）により、事業年度終了後速やかに、市長に報告しなければならない。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に委託した事業の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

あいりん児童健全育成事業実施状況報告書(年度 第 四半期)

	月	月	月
実施日数	日	日	日
当月新規登録人数	人	人	人

(单位:人)

[illegible]

(2) 課外活動・食事の提供・送迎支援の実施状況

(单位:人)

[illegible]

3 相談受付状況

(単位:人)

[illegible]

あいりん児童健全育成事業実績報告書

年度あいりん児童健全育成事業について、次のとおり事業実績を報告します。

1 実施日数及び登録児童数

実施日数	日	登録児童数	人
------	---	-------	---

2 児童健全育成事業 (単位:人)

	児童				大人						合計
	就学前	小学生	中・高生	計	保護者	保護者以外				計	
						関係機関	地域住民	ボランティア	その他		
累計											

※ 保護者以外について複数の分類に該当する場合は、最も左にある分類にのみ計上すること。

3 児童及びその保護者に対する相談援助 (単位:人)

相談内容	相談者・経路	児童				大人				合計
		電話	来館	訪問・巡回	計	電話	来館	訪問・巡回	計	
子育て・育児不安										
児童虐待										
遊び場・遊び方										
校内暴力・いじめ										
学校・進路・就職										
その他(非行、アルコール・薬物依存、貧困等)										
計										

4 事業の成果・課題等

(提出先)
大 阪 市 長

法 人 名 称
住 所
代 表 者 氏 名

あいりん児童健全育成事業収支報告書

年度あいりん児童健全育成事業の収支について、次のとおり報告します。

収入金額(A)		円
支出金額(B)		円
内 訳		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
差引金額(A)－(B)		円